

(赤字部は改定箇所)

改 定 後 R7.12.2	改 定 前 R7.4.1
対象：簡易型及び特別簡易型（本店選択あり、本店選択なし）共通 1. 企業評価項目及び評価基準 【資料作成に係る留意事項及び添付書類】 1) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。 2) 同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び業務実績を証明する図書の写しを添付すること。 ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料が省略できる。 3) 法人名に変更があり、テクリスの登録変換が未済の場合は、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。 4) 法人の吸収・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリスの登録変換が未済の場合は、吸収・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。 5) 法人に分割があった場合で、テクリスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿(写)等及び分割契約書(写)を添付すること。 6) 法人の吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定(山梨県発注)については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。 7) 「雇用実績」を証明する根拠書類として、次の書類等を添付すること。 (削る) (削る) (削る) (削る) ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し (住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないものの写し)	対象：簡易型及び特別簡易型（本店選択あり、本店選択なし）共通 1. 企業評価項目及び評価基準 【資料作成に係る留意事項及び添付書類】 1) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。 2) 同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び業務実績を証明する図書の写しを添付すること。 ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料が省略できる。 3) 法人名に変更があり、テクリスの登録変換が未済の場合は、名称変更の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。 4) 法人の吸収・合併により旧法人の地位を継承している場合で、テクリスの登録変換が未済の場合は、吸収・合併の年月日及び旧法人名等の概要が判る登記簿(写)等を添付すること。 5) 法人に分割があった場合で、テクリスの登録変換が未済の場合は、分割の年月日及び分割の概要が判る登記簿(写)等及び分割契約書(写)を添付すること。 6) 法人の吸収・合併・分割等により旧法人の地位を継承した場合の成績評定(山梨県発注)については、山梨県への入札参加資格等継承の手続き後、評価の対象とする。 7) 「雇用実績」を証明する根拠書類として、次の書類等を添付すること。 ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の写し ・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証(表面及び裏面)」の写し ・有効な「健康保険被保険者証」の写し ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し (住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないものの写し)

(赤字部は改定箇所)

改 定 後 R7.12.2	改 定 前 R7.4.1
対象：簡易型及び特別簡易型（本店選択あり、本店選択なし）共通 2. 技術者の評価 【資料作成に係る留意事項及び添付書類】 1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、様式2に全ての配置予定技術者を記載し、添付資料を提出するものとし、その場合の評価点は、最も低い評価を受けた者とする。なお、配置予定技術者は、契約日までに確定すること。 2) 配置予定技術者の実績は、完成時に管理技術者、担当技術者(担当技術者については完成時にテクリスに登録された者に限る。)として従事したものを対象とする。また、当該技術者の他社で従事した経験についても実績として認める。 3) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。 4) 配置予定技術者の同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び資格・業務実績を証明する図書の写しを添付すること。 ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料が省略できる。 5) 配置予定技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するものとして、次の書類等を添付すること。 ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の写し (削る) (削る) (削る) 6) 管理技術者と照査技術者は同一の者でないこと。 7) 配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。 8) 落札したにも関わらず、予定技術者が配置できないため、契約が締結できない場合には、指名停止等の措置が行われる場合がある。	対象：簡易型及び特別簡易型（本店選択あり、本店選択なし）共通 2. 技術者の評価 【資料作成に係る留意事項及び添付書類】 1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、様式2に全ての配置予定技術者を記載し、添付資料を提出するものとし、その場合の評価点は、最も低い評価を受けた者とする。なお、配置予定技術者は、契約日までに確定すること。 2) 配置予定技術者の実績は、完成時に管理技術者、担当技術者(担当技術者については完成時にテクリスに登録された者に限る。)として従事したものを対象とする。また、当該技術者の他社で従事した経験についても実績として認める。 3) 同種業務実績、近隣地域実績がある場合は各々について記載すること。 4) 配置予定技術者の同種業務実績と近隣地域業務実績について証明するため添付資料として、当該業務の契約書、業務契約用設計書表紙、業務費内訳書及び資格・業務実績を証明する図書の写しを添付すること。 ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料が省略できる。 5) 配置予定技術者と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するものとして、次の書類等を添付すること。 (新設) ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の写し ・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証(表面及び裏面)」の写し ・有効な「健康保険被保険者証」の写し ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し 6) 管理技術者と照査技術者は同一の者でないこと。 7) 配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。 8) 落札したにも関わらず、予定技術者が配置できないため、契約が締結できない場合には、指名停止等の措置が行われる場合がある。

(赤字部は改定箇所)

改定後 R7.12.2

対象：添付書類一覧表

添付書類一覧表【土木】（2／2）

2. 添付資料

様式番号	様式名	添付資料名	備 考
様式1 (企業評価) (1/5)	同種業務の実績	契約書等（同種業務がわかるもの）（写） ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料を省略することができる。 共同企業体の業務実績の場合は、出資比率がわかる資料	
同上(2/5)	I S O認証取得	I S O関係認証（写）	
同上(3/5)	近隣地域業務実績	契約書等（近隣地域がわかるもの）（写） ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料を省略することができる。 共同企業体の業務実績の場合は、出資比率がわかる資料	
提出不要	本店所在地		
同上(4/5)	災害協定	協定について、県内業者は、山梨県と締結した協定書（写）、県外業者は、関東支部が証明する証明書（写） 活動実績については、応急災害業務委託の契約書（写）かつ災害応急対策業務支援要請書（写）	
同上(5/5)	県内居住者の雇用実績	次の書類等を添付すること。 （附則） （附則） （附則） （附則） （附則） ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し 住民票（写）又は運転免許証（写）等	
提出不要	成績評定		
様式2 (技術者評価) (1/6)	技術者の保有する資格	技術士登録証（写）、R C C M登録証（写） 直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料	
同上(2/6)	C P Dの取組状況	C P D単位取得証明書（写）	
同上(3/6)	技術者の同種業務実績	契約書等（同種業務が分かるもの）（写）及び業務従事実績等（管理技術者又は担当技術者で従事が分かるもの）（写） ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料を省略することができる。 共同企業体の業務実績の場合は、出資比率がわかる資料	
同上(4/6)	技術者の手持ち業務数		
同上(5/6)	近隣地域業務実績	契約書等（近隣地域がわかるもの）（写）及び業務従事実績等（写） ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料を省略することができる。 共同企業体の業務実績の場合は、出資比率がわかる資料	
同上(6/6)	検査技術者の保有する資格	技術士登録証（写）、R C C M登録証（写） 直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料	
提出不要	成績評定		

※上表には、各様式に添付する添付資料名を記載。各様式に共通する資料の場合は、その旨記載のこと。

※提出資料は、各様式ごとに揃えて提出すること。

改定前 R7.4.1

対象：添付書類一覧表

添付書類一覧表【土木】（2／2）

2. 添付資料

様式番号	様式名	添付資料名	備 考
様式1 (企業評価) (1/5)	同種業務の実績	契約書等（同種業務がわかるもの）（写） ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料を省略することができる。 共同企業体の業務実績の場合は、出資比率がわかる資料	
同上(2/5)	I S O認証取得	I S O関係認証（写）	
同上(3/5)	近隣地域業務実績	契約書等（近隣地域がわかるもの）（写） ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料を省略することができる。 共同企業体の業務実績の場合は、出資比率がわかる資料	
提出不要	本店所在地		
同上(4/5)	災害協定	協定について、県内業者は、山梨県と締結した協定書（写）、県外業者は、関東支部が証明する証明書（写） 活動実績については、応急災害業務委託の契約書（写）かつ災害応急対策業務支援要請書（写）	
同上(5/5)	県内居住者の雇用実績	次の書類等を添付すること。 ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準給付決定通知書」の写し。 ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」の写し。 ・雇用関係がわかる、「管理技術者資格者証（表面及び裏面）」の写し。 ・有効な「健康保険被保険者証」の写し。 ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し 住民票（写）又は運転免許証（写）等	
提出不要	成績評定		
様式2 (技術者評価) (1/6)	技術者の保有する資格	技術士登録証（写）、R C C M登録証（写） 直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料	
同上(2/6)	C P Dの取組状況	C P D単位取得証明書（写）	
同上(3/6)	技術者の同種業務実績	契約書等（同種業務が分かるもの）（写）及び業務従事実績等（管理技術者又は担当技術者で従事が分かるもの）（写） ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料を省略することができる。 共同企業体の業務実績の場合は、出資比率がわかる資料	
同上(4/6)	技術者の手持ち業務数		
同上(5/6)	近隣地域業務実績	契約書等（近隣地域がわかるもの）（写）及び業務従事実績等（写） ただし、テクリスの登録内容で業務実績が確認できる場合は、テクリス番号の記載により、添付資料を省略することができる。 共同企業体の業務実績の場合は、出資比率がわかる資料	
同上(6/6)	検査技術者の保有する資格	技術士登録証（写）、R C C M登録証（写） 直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料	
提出不要	成績評定		

※上表には、各様式に添付する添付資料名を記載。各様式に共通する資料の場合は、その旨記載のこと。

※提出資料は、各様式ごとに揃えて提出すること。

※上表には、各様式に添付する添付資料名を記載。各様式に共通する資料の場合は、その旨記載のこと。
※提出資料は、各様式ごとに揃えて提出すること。

※上表には、各様式に添付する添付資料名を記載。各様式に共通する資料の場合は、その旨記載のこと。
※提出資料は、各様式ごとに揃えて提出すること。

(赤字部は改定箇所)

改 定 後 R7.12.2	改 定 前 R7.4.1																		
対象：様式 様式1 (5/5) (用紙A4) 企 業 評 価 会社名等： ○○コンサルタント 県内居住者の雇用実績 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">雇用者氏名</th> <th style="width: 20%;">生年月日</th> <th style="width: 60%;">平成 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 300px;"></td> </tr> </tbody> </table> ※山梨県内居住者（雇用後に山梨県内居住者になったものを含む）を前年度に雇用し、公告日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込がある場合評価する。 ※雇用を証明する根拠書類として、次の書類等を添付すること。 (削る) (削る) (削る) (削る) ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し ※県内居住者を証明する根拠書類として、住民票又は運転免許証等の写しを添付すること。（住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないもの写し）	雇用者氏名	生年月日	平成 年 月 日	雇用年月日	平成 年 月 日					対象：様式 様式1 (5/5) (用紙A4) 企 業 評 価 会社名等： ○○コンサルタント 県内居住者の雇用実績 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">雇用者氏名</th> <th style="width: 20%;">生年月日</th> <th style="width: 60%;">平成 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 300px;"></td> </tr> </tbody> </table> ※山梨県内居住者（雇用後に山梨県内居住者になったものを含む）を前年度に雇用し、公告日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込がある場合評価する。 ※雇用を証明する根拠書類として、次の書類等を添付すること。 ・直近の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し ・直近の「住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」の写し ・雇用関係がわかる、「監理技術者資格者証（表面及び裏面）」の写し ・有効な「健康保険被保険者証」の写し ・「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し ※県内居住者を証明する根拠書類として、住民票又は運転免許証等の写しを添付すること。（住民票は、公告日が属する月の3ヶ月前の月初め1日以降に発行され、個人番号の記載のないもの写し）	雇用者氏名	生年月日	平成 年 月 日	雇用年月日	平成 年 月 日				
雇用者氏名	生年月日	平成 年 月 日																	
雇用年月日	平成 年 月 日																		
雇用者氏名	生年月日	平成 年 月 日																	
雇用年月日	平成 年 月 日																		